

被扶養者現況届及び誓約書(任意継続者／配偶者用)

健康保険証記号	番号	被保険者氏名
9920		

■今回申請する認定対象者

※以下の項目について記入(該当する箇所に○印)をお願いします

1 氏名	続柄	年齢	歳	被保険者の世帯	同居・別居(世帯分離は別紙とみなす)	
2 住所	TEL — —					
3 加入していた健康保険	a.全国健康保険協会(協会けんほ) d.共済組合	b.健康保険組合 e.その他()	c.国民健康保険 の 家族	本人		
4 申請の理由	a.退職 e.その他()	b.所得減少 c.被保険者が任意継続制度に加入 d.婚姻				
5 就労状況	a.退職(退職日: 年 月 日) c.在職中(勤務状況/ 1日 時間・週 日・月収 円)	b.過去1年間以上職歴なし	【 c の場合】 年間給与収入計 円			
6 失業給付 (高年齢被保険者給付金は除く)	a.申請予定/申請中 c.受給終了(令和 年 月 日で終了)	b.受給中(令和 年 月 日まで) ※(a)受給日額3,612円未満の場合、「雇用保険受給資格者証(写し)」の提出が必要です。 ※(b)受給日額3,612円未満の場合、「出産手当金支給決定通知書(写し)」の提出が必要です。 ※(c)受給終了の場合、「雇用保険受給資格者証(写し)」の提出が必要です。	d.受給権なし e.受給放棄/延長			
7 出産予定 ・ 出産手当金	a.無し b.有り → 出産予定日 : 令和 年 月 日 ※「有りのとき、出産手当金の有無について記入	c.申請予定 d.受給中(受給日額: 円)	【a】受給日額3,612円未満の場合、各手当金の「支給決定通知書(写し)」の提出が必要です 【b】受給日額3,612円未満の場合、「出産手当金支給決定通知書(写し)」の提出が必要です			
8 傷病手当 ・ 労災休業補償	a.無し b.有り → (種類 : ①傷病手当金 ②労災保険の休業補償) (受給開始日 : 令和 年 月 日) • (受給日額 : 円)	【a】受給日額3,612円未満の場合、各手当金の「支給決定通知書(写し)」の提出が必要です				
9 年金収入	a.受給有り(該当する種類すべてに○) ・老齢基礎年金(国民年金) ・老齢厚生年金(厚生年金) ・厚生年金基金 ・退職共済年金 ・遺族基礎年金 ・遺族厚生年金 ・遺族共済年金 ・障害基礎年金 ・障害厚生年金 ・障害共済年金 ・個人年金(年金型受取) ・企業年金 ・その他()	a または b の場合 年金収入額計(1年あたり) 円			【b】直近の年金支払通知書の提出が必要です	
10 その他収入	a.事業所得 c.その他()	b.不動産収入	年間のその他収入計			円
11	1年あたりの収入合計 (5 + 9 + 10)		円			

■認定対象者が被保険者と別居の場合、仕送り状況

12 送金時期／金額	a.毎月／ 円 c.その他送金している時／金額 ()	・ b.年 回につき1回あたり 円
送金方法	a.銀行(郵便)振込 *認定対象者への送金(受取人・送金人・金額)が分かる証明書の添付が必要です。私製の手渡し証明は不可。	b.ネットバンク

■家族構成・収入確認表(※世帯分離をしている場合は、「14 別居の時」欄にご記入ください)

13 同居の時(同居家族全員記入)

氏名	続柄	年齢	職業	月収/万
① 被保険者	本人			
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				

14 別居の時(認定対象者の同居者を全員記入)

氏名	続柄	年齢	職業	月収/万
①				
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				

■生計維持について

15 被保険者は、認定対象者の生計費をどの程度負担していますか。(いずれかに○)

- a. 50%未満
- b. 50%以上

■誓約書

16

上記のとおり、収入・生計維持状況に相違ありません。また、下記の注意事項を熟読し、了解した上、申請します。
なお、認定後に生計維持関係や収入の変動により、被扶養者の対象でなくなった場合は、被扶養者資格抹消手続きを行うとともに、万一届出が遅延し、その間に保険給付費(医療費等)が給付された場合にはその全額を返還します。

令和 年 月 日

被保険者氏名

【注意事項】被扶養者現況届を記入する前にお読みください。

被扶養者現況届は、被扶養者の認定にあたり生計維持関係を判断する書類としてご提出頂くもので、扶養認定を行うための重要な資料になりますので、必ず事実をご記入ください。

被扶養者認定は被扶養者異動届および添付資料を提出すれば、無条件に被扶養者として認定されるものではありません。

収入が基準内であっても、実態として生計を維持していると認められなければ、被扶養者として認定されません。

●被扶養者の認定について以下の条件を満たしているか確認してください。

(1)認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上である場合、または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある人は180万円)であり、かつ主として被扶養者の収入に生活していること。

(2)同居の場合
・上記(1)に加えて、認定対象者の収入が被扶養者の収入の1/2未満であること。

(3)別居の場合
・上記(1)に加えて、認定対象者の収入が、被扶養者からの送金額より少ないとこと。

●同居・別居について

同居とは、被扶養者と住居・家計を同じくしている状態(同一世帯)をいいます。住民票が同一の住所記載であっても、世帯分離(同一の住所に世帯主が複数)の場合は、別居扱いとなります。出張や医療機関への入院は、一時的な滞在であるため同居とみなされます。

●年間収入とは、現時点で将来に向かって受けるであろう年間予定期収入額になります。1年を超えない有期契約などの場合であっても、年間ベースに換算して計算します。

認定対象者の収入が月額で108,334円(60歳以上150,000円)以上の場合は、年間収入で130万円を超えるため被扶養者にはなりません。(108,334円×12=1,300,000円)

●雇用保険失業給付・健康保険傷病・出産手当金・労災保険休業補償金について

失業給付・傷病手当金・出産手当金・労災保険休業補償金は受給日額3,612円以上の場合、受給対象期間中は被扶養者になれません。(3,612円×360=1,300,320円)ただし、失業給付受給申請後の受給制限期間中は被扶養者となることが可能です。

●扶養認定後も定期的に扶養実事の確認の調査を行います。調査の際には、所得証明書、非課税証明書、年金支払通知書、仕送り証明書、住民票など、必要に応じた書類の提出が必要になりますので、あらかじめご了承ください。

被扶養者認定日について

○健康保険被扶養者資格の認定日は、原則、健康保険組合が届出書類を受けた日となります。ただし、扶養の事実発生日から1ヶ月以内に、その事由を証明出来る書類の提出がある場合は、事実発生日まで遡って認定することができます。

○添付書類例

(例1)認定対象者が退職後、無職無収入 → ●退職日の分かる書類(離職票・雇用保険受給資格者証・退職証明書 等の写し)

(例2)認定対象者が雇用保険受給終了 → ●支給終了印が押された雇用保険受給資格者証の写し

(例3)認定対象者と被扶養者が結婚 → ●結婚日の分かる書類(結婚登録証明書・戸籍謄本 等の写し)